

令和7年 業種別労働災害発生状況

(令和7年1月1日～10月31日現在)

函館労働基準監督署

区 分 業 種 別		令和7年10月末			令和6年10月末			対 前 年		業 種 ・ 割 合 (%)	令和6年（確定）		
		死 亡	休 業 4 日 以 上	計	死 亡	休 業 4 日 以 上	計	増 減 数	増 減 率 (%)		死 亡	休 業 4 日 以 上	計
全 産 業 合 計		6	469 (8)	475 (8)	5	549 (20)	554 (20)	-79	-14.3	100.0	7	782 (22)	789 (22)
除 く 鉱 業 計		6	469 (8)	475 (8)	5	549 (20)	554 (20)	-79	-14.3	100.0	7	782 (22)	789 (22)
製 造 業		1	87	88	1	88 (1)	89 (1)	-1	-1.1	18.5	1	123 (1)	124 (1)
内 訳	水 産 食 料 品		27	27		50	50	-23	-46.0	5.7		60	60
	他 の 食 料 品		20	20		14	14	6	42.9	4.2		25	25
	木材木製品・家具		8	8		6	6	2	33.3	1.7		7	7
	窯 業 土 石 製 品		3	3		4 (1)	4 (1)	-1	-25.0	0.6		8 (1)	8 (1)
	金 属 ・ 機 械		11	11		3	3	8	266.7	2.3		4	4
	輸 送 用 機 械 等	1	8	9		4	4	5	125.0	1.9		8	8
	そ の 他		10	10	1	7	8	2	25.0	2.1	1	11	12
鉱 業													
土 石 採 取 業			1	1		2 (1)	2 (1)	-1	-50.0	0.2		3 (1)	3 (1)
建 設 業			63 (1)	63 (1)	3	48	51	12	23.5	13.3	4	67	71
内 訳	土 木 工 事 業		32 (1)	32 (1)	1	20	21	11	52.4	6.7	1	27	28
	建 築 工 事 業		15	15	1	23	24	-9	-37.5	3.2	2	31	33
	木 造 建 築 業		12	12		4	4	8	200.0	2.5		7	7
	その他の建設業		4	4	1	1	2	2	100.0	0.8	1	2	3
道路貨物運送業			37 (2)	37 (2)		42 (3)	42 (3)	-5	-11.9	7.8		54 (3)	54 (3)
その他の運輸			10	10		7 (1)	7 (1)	3	42.9	2.1		9 (1)	9 (1)
陸上貨物取扱業						2	2	-2	-100.0			2	2
港 湾 運 送 業			1	1		1	1			0.2		1	1
林 業		3	9	12		5	5	7	140.0	2.5	1	7	8
水 産 業			5	5		10	10	-5	-50.0	1.1		12	12
卸 売 ・ 小 売 業		1	59 (2)	60 (2)		53 (1)	53 (1)	7	13.2	12.6		75 (1)	75 (1)
清 掃 業		1	17	18		24	24	-6	-25.0	3.8		29	29
その他の事業			180 (3)	180 (3)	1	267 (13)	268 (13)	-88	-32.8	37.9	1	400 (15)	401 (15)
内 訳	保 健 衛 生 業		112	112		197 (1)	197 (1)	-85	-43.1	23.6		309 (1)	309 (1)
	接 客 娛 楽 業		34	34		22 (6)	22 (6)	12	54.5	7.2		27 (6)	27 (6)
	そ の 他		34 (3)	34 (3)	1	48 (6)	49 (6)	-15	-30.6	7.2	1	64 (8)	65 (8)
今 月 の コ メ ン ト	1 労働災害の状況 (令和7年発生分) 全産業の労働災害は475名で、前年の同時期に比べ、79名減少しています。事故の型別では多い順に、「転倒」が131名、「その他」が69名となっております。												
	2 10月受付分について 全体で51名の令和7年発生分の労働者死傷病報告を計上しました。業種別では多い順に、建設業が11名、製造業が10名、保健衛生業が9名でした。												
	3 コメント 北海道労働局では、10月から12月末にかけて、建設工事現場で重篤な労働災害が多く発生する傾向にあることから、建設工事追込み期労働災害防止運動を実施しています。墜落・転落災害を重点事項として、重機災害、崩壊・倒壊災害等各種災害防止対策に取り組んでください。												
	また、これから冬季を迎え、凍結路面上での転倒災害が発生しやすい時期となります。通路の除雪、融雪剤の散布、融雪マット等の設置等の対策を講じてください。												

※ 本統計は労働者死傷病報告（休業4日以上）により集計したものです。（ ）内は、交通事故による労働災害の内数です。

※ 函館労働基準監督署の管轄は、渡島管内と檜山管内です。

令和7年 死亡労働災害発生状況

函館労働基準監督署

№	発 生 月	時 刻	業種	事故 の型	起因物	災 害 発 生 概 況
1	1	10 時 台	林業	激突され	伐木等機 械	被災者は、チェーンソーと木材グラップル機との共同作業においてチェーンソーによる作業を担当し、被災者が受け口、追い口を作った立木を木材グラップル機が引き倒し、木寄せしたところ、木材グラップル機又はつかんでいた立木が被災者に激突したものの。
2	1	8 時 台	輸送用機 械等製造 業	墜落・転 落	その他の 乗物	被災者は、船舶の試運転業務において、アンテナにワイヤーが引っ掛かっていたため、マストの垂直はしごを登り、マストの踊り場へ移動して引っ掛かっていたワイヤーを外したところ、踊り場付近のレーダーアンテナが回転し、4.8メートル下の甲板まで墜落したものの。
3	2	13 時 台	ビルメン テナンス 業	墜落・転 落	脚立	被災者は高さ2.67メートルの廊下の天井の蛍光灯を交換するために高さ1.5メートルの脚立を使用して作業を行っていたところ脚立から墜落したものの。
4	3	11 時 台	林業	激突され	立木等	被災者は、チェーンソーを用いた伐倒作業の補助としてクサビを打つ作業を行っていたが、伐倒中の立木の元口が谷側にずり落ち、伐倒方向と逆方向に倒れたことから退避したところ、倒れた立木が伐倒木に当たり、退避していた被災者の方向にずれ、激突したものの。
5	3	11 時 台	林業	激突され	立木等	被災者がチェーンソーでの伐木作業をしていたところ、伐倒木の伐倒方向が変わり、近くに退避していた被災者に伐倒木が激突して死亡したものの。
6	7	2 時 台	新聞販売 業	その他	その他の 環境等	被災者は自転車で住宅街の新聞配達中、熊に襲われて草むらの中に引きずり込まれるのを目撃され、警察官らが草むらを搜索したところ倒れている被災者を発見したものの。 被災者の腹部にかまれた痕があったほか、全身に爪痕のような傷があり、現場で死亡が確認された。

※本件事例には、脳・心臓疾患等によるものは、掲載していません。